

令和7年度 第1回 大崎町総合教育会議 会議録

1. 期 日 令和7年8月26日（火）
14時から

2. 場 所 役場庁舎2階 応接室

3. 出席者 東町長
穂園教育長
溝口教育委員・二見教育委員・吉岡教育委員・小野教育委員

【構成員】 管 理 課（相星課長・井元課長補佐）
社会教育課（西竹課長）

【事務局】 総 務 課（宮本課長・石峯課長補佐）

4. 会次第

（1）開会

（2）町長あいさつ

（3）協議

1）児童生徒等の重大事態に重大事態に備えた対応について

2）その他

（4）閉会

【会議内容】

(1) 開会・・・総務課長補佐

定刻より少し早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今から令和7年度大崎町総合教育会議を始めさせていただきます。私は総務課の石峯と申します。よろしくお願いします。開会にあたり東町長よりご挨拶をお願いいたします。

(2) あいさつ・・・町長

みなさん、こんにちは、総合教育会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

8月も下旬にさしかかってまいりまして、朝夕は何となく涼しくなったかなという感じがしますけれども、昼間はまだまだ猛暑という、そんな日々であります。教育委員の皆様方におかれましては、それぞれのお仕事にお元気でご精励のことと思うところでございます。

また、教育委員の皆様には、お忙しい中、本会議ご出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃から大崎町教育行政の推進並びに本町の各行政政策の推進に大変ご協力いただいております。誠にありがとうございます。

さて、皆様から昨年の会議で、ご協議いただいたご意見等を踏まえながら、令和7年度から11年度までを計画期間とする第4次の大崎町教育大綱を策定していただきました。

「夢や希望を持ち、大きく崎（未来）をつくる 大崎の教育」を基本理念に、本町における教育の道標となるべき計画が、本年度からスタートしたところでございます。

さて、私は教育環境の充実と子育て支援を公約の一つに掲げ、大崎町の未来を担う子供たちの教育環境を充実させることは、重要な政策として取り組んでまいりました。

本年度は第1期GIGAスクール構想のもと、令和2年度に整備しましたタブレット端末の更新を行うとともに、菱田小学校校舎等大規模改造工事や小中学校屋内運動場への空調設備等の改修工事設計業務委託など教育環境の改善に努めてまいります。

併せて、社会教育関係では防災拠点としての設備も備えた大崎町総合体育館の大規模改修工事や大崎町史の編さん事業などにも取り組んでいるところでございます。

一方、保護者の経済的負担軽減対策としまして、これまでの給食費助成制度をさらに発展させて完全無償化といたしました。また、小中学校入学時の支援制度を継続するとともに、保育料の無償化にも取り組んでおります。

本町の教育行政を取り巻く課題は多々ございますが、児童生徒の学力や体力の向上、部活動地域移行、国内外の異文化交流、生涯学習の充実など、教育委員会と町長部局がしっかり連携しな

ければ解決できないことも多いことから、この総合教育会議が位置づけられていると思っております。

本日の総合教育会議で教育委員会の皆様と色々なテーマで協議させていただき、その協議により導き出されたことを、これから町政運営に有効活用できるようにしたいと思っております。

本日は限られた時間でございますが、活発なご意見と審議をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 協議・・・総務課長補佐

ありがとうございました。続きまして協議に入りますが、大崎町総合教育会議設置要綱第3条の規定により、議長を町長をお願いいたします。

議長（町長）

それでは私の方で議事を進めさせていただきます、よろしくお願いいたします。早速協議に入ります。

早速協議に入りたいと思います。まず「(1)の児童生徒等の重大事態に重大事態に備えた対応について(案)」でございます。

昨年度の第2回総合教育会議において、今後の総合教育会議に向けてということで、重大事案に係る緊急措置等の協議・調整が必要ではないかとの意見が出されたところでございました。

本日は、児童生徒等の重大事態に備えた対応について事務局の方から説明した後に、皆様からの質疑応答に入ろうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

課長補佐

それでは私の方から説明をさせていただきます。本日お配りしました会次第の資料に基づいて説明をさせていただきたいと思えます。まず1ページをお開きください。

1ページの方に、児童生徒等の重大事態に備えた対応について案ということでお示しをしております。まず、①の背景でございますが、平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、各自治体では総合教育会議を設置し、教育大綱を定めるほか、児童生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置などを協議・調整することが規定されたとございます。下の方に※印で緊急の場合とはということで書いてありますが、いじめや校内暴力、学校管理下における事故、自然災害等により児童生徒等の生命、心身、財産に重大な被害（自殺や自殺未遂、大怪我、重篤な心の病い、多額の金銭トラブル等）が生じた場合や生ずる恐れがある場合、「重大事態」と想定をしております。一応ここの部分につきましては、資料が飛びまして、資料の5ページを見ていただきたいんですけども、5ページを見ていただきまして法律のたてつけのお話をさせていただきます。

まず一番上の「①地方教育行政の組織および運営に関する法律」の中で、総合教育会議とありまして、第1条の4アンダーラインで示してあります。2項においてですね。児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置というのが、この総合教育会議の中にうたわれているところでございます。

2番目の議案の中で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」についてということで、アンダーラインのところを読み上げますと似たような形で、児童生徒等の生命または身体に現に被害が生じているようなことが規定されてございます

①の1ぽつで いじめ問題により児童生徒等の自殺が発生した場合、2ぽつで通学路で交通事故死が発生した場合を想定してございます。②につきましては、先ほど※印で書いてあります、そういった内容が記載されているようでございます。3番目の丸の方で、これが「いじめ防止対策推進法」ということで、この中でも学校の設置者又はその設置する学校による対象というのが、この中で示されているようでございます。

また、資料1ページに返っていただきまして、今、言ったのはこの背景の中にうたわれている法律的な部分を説明したところでございます。

続きまして②の現状・課題というところで申し上げますと、学校及び教育委員会では、いじめ防止対策推進法に基づき、各学校に学校いじめ防止対策委員会、教育委員会に大崎町町いじめ問題対策委員会を設置し、未然防止や早期発見に努めるとともに、確知した場合の即時対応を行っている、これまで町内の重大事態に当たる事案は発生していないが、発生に備えた体制や運用方法を確立していくことは必要であるということで、現状と課題を挙げてございます。

資料の1ページを開いていただきまして、現在の対応はどういうふうに行ってるかということを簡単に整理をさせていただいております。2ページの発生時の対応イメージ（案）ということで、まず、事例を挙げておりますが、学校生活案件で自分が学校行きたくないと記述をしていた場合において、まず一つ目の段階としまして、担任が児童生徒等本人と教育相談をして内容確認をすると、保護者と連携して終了した場合はですね、この場合は教育委員会の報告が原則不要となっているございます。※印の方で第三者の関与いじめの可能性が、また新たに出てきた場合は、段階②ということで、担任が学年主任及び生徒指導主任に報告をして、その内容を管理職に報告をすると、学年主任又は生徒指導主任が事実認識や教育相談を実施し、学年対応で終了した場合はですね、この場合も月例での報告で、とめられているということでございます。ただし校内いじめ防止対策委員会への報告はする必要があるということです。

また、この段階で新たな内容が発覚した場合ですね。いじめであつたり、暴力・恐喝、ネットいじめ等ですね、そうした場合には、また段階が3番目に移りまして、今度は「学校いじめ防止対策委員会」の開催をすると、これは各学校に設置をしてございます。この中で対応方針の決定と具体的手立てを実施をするということで、教育委員会に報告し指導助言を仰ぐ。3番目に学校組織体制で終了した場合は教育委員会への報告というふうに成ってございます。スクールカウンセラーによる事後支援も実施をしていくと。段階③において、それでも保護者の不信不満と金銭トラブルやいじめ等の問題が発覚した場合は、第4の④段階に移りまして、「学校いじめ防止対策拡大委員会」を開催するというところであります。

各学校のいじめ防止対策委員会に教育委員会と別に町のですね、関係部局が加わり対応することで拡大委員会というような位置付けになっております。対応方針の決定と具体的手立ての実施をしまして、拡大委員会での対応で終了した場合と、保護者の不信不満による訴訟、加害児童の出席停止を求めるような事案、児童生徒・保護者の申し立て、重大事態が発覚した場合はですね、段階⑤ですね、「大崎町いじめ問題対策委員会」の開催となり、前回の話の中でも、ここの部分はあるというような話が委員の方からもあったかと思います。

この部分につきましては、委員会で構成されるメンバーが弁護士、児童委員連絡協議会、スクールカウンセラー、行政経験者、児童相談所、社会福祉士、主任児童代表委員などで構成し、対応することとなっております。対策についての審議・提言、事実関係の明確化・調査、対応方針の決定と具体的手立ての実施して、「大崎町いじめ問題対策委員会」で終了した場合はですね、これは総合教育会議へ報告をするというような流れが強いようでございます。これまでが、今までであった部分でございまして、今日お示ししてるのはこの段階⑥の部分でございます。

これが「児童生徒の重大事態調査委員会」の開催ということで、命に関わるような重大事態についてはですね、直接この段階に上げるという流れになってくるようでございます。今までの発生時の対応のイメージとしましては、段階⑤までというふうにお考えいただければいいのかなと思っております。

資料、また返っていただきまして1ページをご覧くださいと思います。今、現状・課題について過大な対応のイメージをお示したところでございます。

次に③の方針案でございますが、重大事態が発生した際、迅速かつ適切に対応するため、町長部局及び教育委員会の基本的な対応方法を定め、速やかに事実関係の調査等を行えるよう、法律、企業 心理 福祉、教育など各分野の有識者で構成する「大崎町児童生徒等の重大事態調査委員会（仮称）」を予め設置するということでございます。

この中身につきましては、3ページから資料を見ていただきたいんですけども、3ページに重大事態の発生時の対応について（案）ということでお示しをしております。一応、段階、パターンで真ん中の方に、今、町教委の方で設置してある「大崎町いじめ問題対策委員会」と、右側にある「児童生徒等の重大事態調査委員会」、今度、新しく町が設置する部分、右側が補足説明でございます。パターン毎にある程度、対応を示しております。

まずVですね。重大事態に繋がりがねない状況が生じたと、暴力による怪我だったり、金銭トラブル等ですね。こういった部分は、今の段階までなのかなと思ってるんですけど、そういった場合は、真ん中にあります町教委が設置している、そういった単独で調査協議して結論を出して、教育委員会による対応を原則とするが、状況に応じて対応を判断すると、IV番目のパターンで見ますと、その他の重大事態が生じたということで、大けが、心身に重大な障害、重篤な心の病、多額の金銭トラブル、児童・保護者からの申し立て、いじめによる長期欠席、転学などで、まず軽い方のIV番目から申しますと、ここの部分につきましても、また内容によっては、もう教育委員会側で単独で調査・協議結論を出すという流れになっているようございます。補足説明としまして、有識者の関与は不要と判断した場合、教育委員会側が学校と共に調査を進める、教育

委員会としての結論が保護者の理解を得られなかった場合等は、町が設置する委員会による再調査・検証を行うべきか判断するとございます。

続きましてパターンⅢの方ですけど、ここから町教委と町の委員会等が二つでてございます。先行して、教育委員会側の方で調査・協議をして結論を出すと、それを受けて再調査・協議して結論Bというようなパターンで示してございまして、補足としまして、教育委員会側が学校と共に調査し、教育委員会としての結論を出した上で、町が設置する委員会が第三者の客観的な立場で再調査・検証し、当該委員会としての結論を出すということで、初めから2段階とするようなパターンでございます。

次のパターンⅡの方ですが、ここについては補足説明の方から読みますと、教育委員会が学校と共に調査を進める中で、町が設置する重大事態調査委員会が専門的見地から関わり、ひとつの調査結果や再発防止策を出すということで、ここについては合同また並行して、調査・協議をして結論を出すということでございます。そういった中で、その他の重大事態が生じたということで、総合教育会議を開催し、ケース内容等により調査、対応方針を協議して判断するというふうに対応案を示しているところでございます。

最後になりますけど、パターンⅠということで、段階としましては、命に関わる重大事態が生じた自殺であったり自殺未遂であったり、事故死などですね。そういった場合は教育委員会が学校と共に調査を進める中で、町が設置する重大事態調査委員会が専門的見地から関わり、ひとつの調査結果や再発防止策を出すということで、合同また並行して、調査・協議これもパターンにⅡと似てございますけど、その段階に応じてですね。その必要性を判断して対応決めるような案を示してございます。

4 ページがですね、似たような説明になるかもしれませんが、4 ページをご覧くださいまして、今、言った自殺等が発生した場合の保護者、大崎町議会、町長部局、教育委員会、小中学校というような、こういった対応イメージ案が載せてございます。

実際そういった事象が発生した場合に、まず保護者から教育委員会、若しくは小中学校ですね。左側の小・中学校である町教委の報告、協議事実関係の調査そういった再発防止等の実施をして、学校の方で、今、設置済みであります「学校いじめ防止対策委員会」で関係部局も加わった場合は、これ拡大委員会というような一つ進んだ形の委員会を開いて協議をするという流れです。教育委員会としては、町長へのまず報告であったりとか、学校の調査に対する指導助言、教育委員会による調査、また、教育長は必要に応じて、町長に総合教育会議の招集を要請すると、もちろん保護者への報告とか再発防止策等の実施をすると、教育委員会部局で持っている「大崎町いじめ問題対策委員会」ですね。そちらの方でも協議をすると、右の町長部局の方を見ますと同じような内容になってございまして、町としましては、資料が先ほど申しました部分につけ加えて、町議会への報告とかですね。そういった部分も出てくるのかなと思っております。

この二つにまたがって、今日の町の総合教育会議でありますけれども、そういった中で、児童生徒等の重大事態調査委員会による調査が必要とする協議をして、調査結果等の協議、再発防止対策の協議をしていく必要があると、その中で今回提案しております重大事態調査委員会をそういった形で開催するといった、イメージ図を示したところでございます。

今、いじめ対策委員会のお話をさせていただきました。また資料とびまして、現在、設置してあるいじめ対策の資料6ページでございます。

現在、設置してある「大崎町いじめ問題対策委員会設置条例」というのが、平成26年に設置してございます。その中で示している、第4条を見ていただきたいんですけど、こちらの方は組織で委員は7人以内ということで、1号、2号3号とありまして、ここに6人ほど委員を今選定してございます、スクールカウンセラーとかですねそういった方々が入ってございます

第6条の専門委員というところで、こちらの方では志布志の弁護士とか、以前は鹿大の教授であつたりとかを、ここの第6条の専門委員でうたっております。

第4条は先ほど申したようにスクールカウンセラー、児童相談所とかですね。民生委員の会長であつたりとかを示してあるのが、教育委員会部局ではあつたということでございます。

少し説明ばかりになりますけれども、資料1ページに返っていただきまして、今申しました③方針（案）ですね、まずどういった関わりをやっていることと、いじめ対策の方はこういった条例があるということを説明をさせていただきました。

続きまして、④の「大崎町児童生徒等の重大事態調査委員会（仮称）の概要」ということで、今こちらの方で考えているところでございますが、まず設置としては令和8年度から、この回答を経てですね実施していきたい。それで町長が任命して任期は2年を考えております。構成員としまして、他市町村の事例から見ると、弁護士、精神科医師、大学教授等有識者、臨床心理士、児童福祉専門職等から5名程度ということで考えてございます。その他、個別事案等に応じてですね、構成員を追加することができるということで、根拠規定につきましては、先程いじめ対策の条例を見ていただきましたけれども、今回設置する児童生徒等の重大事態調査委員会についてもですね、条例なり要綱で根拠規定を似たような形で示したいと考えているところで。

設置目的につきましては、重大事態に関する調査・事実確認、再発防止策に関する意見聴取で費用につきましては、会議出席等の活動謝礼、費用弁償を想定してございます。

備考の方に調査委員会の開催は総合教育会議の協議等を踏まえて、町長が判断をする。

重大事態発生時以外にも、現状把握等を目的とした開催があり得るというふうに概要をお示したところでございます。

県内でも、教育委員会部局が示した内容では保護者が満足をせずに、第三者ですね、いわゆる今日お示しをしている町長部局のですね、機関にも委ねたいというような意見が出てございます。我々も、この専門委員を選定することになります。

⑤の今後の予定ということでお示しをしております。1ページの⑤を見ていただきたいんですけど、今後の予定としましては本日の会を受けて、令和7年10月にですね、町の設置要綱ですね先ほど言った根拠規定となる部分を作成をしまして、同時にですね、ある程度どういった委員が望ましいのかなというところを選定する必要がある、11月ぐらいにですね、また今日お示した内容ですね、教育委員会の定例会時にですね。今こういった状態で設置要綱つくりまして、今こういった委員を考えているということを、教育委員会定例会議時に報告をしながら、また会を開催する必要があるですね、開催しますけど、ある程度この定例会時の報告でですね、意見をすり合わせていきたいというふうに考えております。予算が伴いますので、12月にはですね、ある

程度方針決定をする。議会に報告、令和8年度から調査委員会の設置というような予定を考えているところでございます。

資料が飛び飛びになりまして、私の一方的な説明しましたけれども、一応事務局からの(1)の児童生徒等の重大事態に備えた対応について(案)についての説明は以上でございます。

議長(町長)

はい、ありがとうございました。ただいま詳細に渡って、資料と説明がなされたところでございます。こういった事態というのは、私どもの打ち合わせの段階でも大崎町児童生徒においてはそういった実態はありませんという報告は打ち合わせ段階ではいただいているんですけれども、我々、普段新聞とかテレビとか見たときに、こういった事態があってもミスをしてしまったりとかいうことはありますけれども、やはりそこを発生したときに、こういった条例に基づく要綱を整備していくということは非常に大切なことだというふうに思っております。

そういった色々なところから説明があったんですけれども、何か委員の皆さんの中でこれについてはどうなのかとか、そういったことがありましたらご意見として述べていただければと思います。なかなか、難しい問題であります、もしこういったところについて、教育長は教育行政とか、あるいは学校教育とか大変携わっていらっしゃると思いますので、例としてはこういうものがあったりだとか、何かそういった部分で、考えるヒントになるようなものがあつたらぜひ教えていただきたい。

教育長

この資料の2ページの発生時の対応イメージ案というのが出ておりますが、ここで事務局の方からも説明がございましたが、段階①から④がいいですと学校で対応する。もちろん未然防止をまず第1にやって、先ほどありますように、子供の何か心理上の変化はないとか、いろんな常日頃見て、今日は元気がないとか、日記からとか、家庭で何かあったとか、相談であるとか、そういうような部分につきましては、まず④までが学校でいろんないじめアンケートをとったりして対応していくと、そして段階⑤が、いわゆる教育委員会の対応ですので④までは学校で対応して、もちろん④のところでは、町の教育委員会にもいったりもするんですが、ここまでが学校での対応、そしてそれがあって第5段階の大崎町のいじめ問題対策委員会の開催ということで、そこにありますように先ほど条例も後ろの方で出ておりますが、そういう対策委員会を行う。今回この段階の6を整備しましょうということで、昨年の総合教育会議でも、ここが緊急の課題じゃないかなというようなことでまして、早速、事務局の方で今、ご説明があった通りですね、いろんな対応を考えていただきました。先ほどもありましたとおり県内でも高校の自殺があつて教育委員会内部の調査委員会だけでは納得されずに、それが知事部局の方に行って、知事部局の第三者委員会をして、そういういじめの実態とか、調査されたという経緯があります。そういう

ような中で、今私の手元に判例がありますので 資料は皆さん手元にはないですけれども私の方で読み上げてみたいと思います。

中学校の事例ですけど、一応、いじめによる自殺、この概要はですね、中学校2年の生徒が同級生からの暴力や金銭の強要等のいじめを苦しめて自殺したという事案ですね。この裁判があって、判決の要旨ですが、学校側としては、生徒の生命、身体、精神等に重大な危害が及ぶことが現実に予想されるような場合には、これを放任にすることなく、直ちに適切な措置を講じて、結果の発生を未然に防止するべく努力すべき義務があると、これはもう当たり前のことです。本件の場合、決して軽視して放置できない状況であった。詳しい事情聴取をして、いじめの全体像を把握し、いじめ再発や仕返しを防止するため、学校の教職員全体で協力して適切な行動観察や指導など、実効性に並ぶ方策をとるべきであったにも関わらず、その義務を尽くさず、表面化した問題行動についてのみの形式的で、その場限りの一時的な注意指導を繰り返していたに過ぎなかったことは学校の過失であり、この過失と自殺の間には相当因果関係があるという判決が出ております。

ですので、先ほども申し上げましたとおり、第一義的な段階4の学校での対応というのを、どのようにしていくか、未然防止、あるいはただ表面的な指導だけに済ましてないか、真剣にもっともっとやるべきことはなかったのかという過失が問われているということでもありますので、あってはならないことですが、そういう未然防止をしていくということが第一義的には学校の方でもありますし、それが上がってきた場合には、また教育委員会の方でということで、自殺までに至るということは、非常にそこまでのこの経緯といいいましょか、ご慎重に実施しながら指導をしていかないといけないのかなというようなことがあります。今の事例は、福島県の事例です。

もう一つ、鹿児島県の事例であるんですね。概要ですが、中学校3年生が前年から継続的に上級生や同級生による暴行やたかり等を受けていたことを苦にして、自殺したという事案があります。この判決ですが、生徒は自殺前夜の夜に母親をかえして、被告同級生から暴行を受けたことを伝えるまで、直接的または間接的に担任を含む教職員に対して、同級生から暴行等を受けていたことを申告していないか。2年時の担任は、この生徒が上級生から暴行やたかりを受けていたことを把握していたこと、3年生の担任も、母親から被告同級生から頻繁に電話がかかってくる嫌がっているとの相談を受けたり、被告同級生が他の同級生に暴行を加えることを目撃していたこと、他の教職員も被告等同級生を含めた複数の生徒による下級生に対する10数件の集団暴行事件などの悪質かつ重大な問題行動を把握していたことなどを総合すると、教職員は生徒が暴行等を受けたことは予見可能であり、自殺までの間、速やかに実態を調査し事実関係の把握に努め、適切な指導を行っていないことは、生命や身体等の安全を確保する義務を怠った過失があると言ふべきである。というような、こういう判決がでているところです。

二つの事例にしましても、やはり第一義的に一番子供たちの安全を守るべき学校の指導といいいましょか？把握したにも関わらず、そのことを心に届く生徒の指導、あるいは加害をしていた子供たちへの指導という どうあるべきかという起こった後の事実確認から学校の過失とか、そういうのがありますし、また裁判とかそういうのになってくると、この段階⑤のいじめ問題対策

委員会では、どんな協議をしたのか、あるいは段階6の重大事態の調査委員会の結果はどうだったのか、こういうのは公表すべき報告義務もあるんじゃないかなと思っておりますので、今回このようなことが起こったらなるほどなといったこともあります。体制どんなふうな形で報告し、どんな形で委員会を持っていき、どんなパターンあるのか整理されるということは非常に大切なことではないかなと思っております。

議長（町長）

はい、ありがとうございました。

ただいま詳細に教育長から事例の説明があったんですけど、皆様が感じるようなことをご質問してみたいということはありませんか。

やはりいじめに合っている子どもさん達とか、当事者がなかなか親たちとか先生だったりとか、相談していない。という、そんな感じがあるような気がしたんですけど、そんななかなか事実を最初のきっかけがないと結果的に自殺という形でなったときにさかのぼっていろいろ調べていくとこうだったっていうのが出るんですけど事前にそういう相談ができるような環境作りとか、そういったことが上手くいけばですね、正論であったのかもしれないなというふうに思うところでした。

教育長

町長さんがおっしゃるとおり、担任と子供、担任と保護者、そういうあるいは子供同士の信頼関係といいましょうか、そういうような子供たちが心を開くとなるとその信頼関係がすごく大事な部分ですので、悩みを打ちあける友達がいるとかあるいは担任の先生とかいろんな先生方にも素直に言えるかどうか、特に中学校は思春期にもなりますとなかなかこの思っていることを、なかなか言えなかったりという、またさらにこのいじめがエスカレートしていくんじゃないかとそういうような部分がありますので、人と人のそういう信頼関係作りも非常に日常大事だと思いますし、今パソコン上でですね、そういう言葉にして言えないもんですから、例えば今日の自分は晴れマークなのか、くもりマークなのか。雨模様なのか。それをですね、このパソコン上で表して、それを先生方が画面で見て、晴れない。そしてまた途中で昼の頃に見ると晴れていた子が、雨模様になっている。これはどうしたことだろうかっていうようなことで、こういうので声をかけて、「何かあったの」子供同士でトラブルがありまして喧嘩していましたとかがあって言ったら、雨模様なったりですね、また雨模様だった子が晴れたり、お母さんに言われて登校のときは、悲しかったけど、友達と活動するうちにいい気持ちになりましたとかあると思うんですね。

です。ので発達段階で応じましてその小さな小学生から中学生まで言えなかったりこととかそういうようなパソコンとかそういうタブレット端末等を利用して、

表していくとか、声掛けしていくというのも今、学校の現場でもありますので、その辺を充実していくような 相談しやすいような雰囲気、あるいは困りかけた子供を早めに発見して声掛けしていく。そんな関係を作っていくことが、すごくこの未然防止のためには、いいんじゃないかなとそんなふうに思うところです

議長（町長）

ありがとうございました。関連して何かございませんか、ご意見ないようでございますので、先程、担当の方から説明がありましたように また 10 月には設置要綱等を説明しながら、11 月にはまた定例会において皆様方のご意見を伺うという説明がありましたので、そのときでもまたご意見等があれば述べていただければと思っております。

それでは ご意見ないようでございますので、協議 1 の児童生徒等のじ重大事態に備えた対応については以上で終了をさせていただきたいと思います。

それでは次に入ります 2 はその他でございますが、委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。なければ教育長より、その他で説明があります。よろしくお願いします。

教育長

（非公開）

議長（町長）

ただいま教育長より説明があったところですが、質問等はございませんか

教育委員

先程もう、協議は終わってますけれども、重大事態が発生した場合の運用面での所がちょっと考えて方がいいのかなと思うのですが、やはり、実際の保護者との対応、それとメディアの対応ですね。この 2 点のやや物のそういった国内各地で起きている。事例を見たときに、そこら辺一番運用面で重要なのかなというふうに感じました。

重大事態協議は入らないんですけど、運用面でそういったことも検討しておいた方がいいのかなというふうにおみます。以上です。

議長（町長）

ありがとうございました。それで何かありますか

教育長

ありがとうございます 各学校での対応にもなるかと思ひまして また教育委員会も対応ということになると思います。おっしゃるとおりですね 初期対応、発生した時の初期対応がまずかったために、ことが大きくなるが多々ございます。

おっしゃるとおり保護者が言ってきたり、いろんな声が聞こえていたにも関わらず、そのくらいはとか、何かそういうことですね 非常に初期対応がまずかったために、保護者とのトラブルが非常に大きくなった。というような場合が多々ありますので、そういう運用面を初期対応の在り方はどうすべきか、これも管理職研修会等でも行っておりますけれども、さらに繰り返し何回も注意しながらですね、そしてやっぱりことが起きるとメディアが動かれることもあって、もうその場合にはとめられない部分で窓口を誰がするのか、窓口を一本化してメディアの対応していくことが、複数の窓口があると非常にまずい。

(非公表)

議長（町長）

ありがとうございました。はい教育長さん ありがとうございました。

それでは他にご意見ないようでございますので、協議につきましては以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

総務課長補佐

ありがとうございました。今委員からお話がありました運用面ですね 教育委員会でもありますし町長部局でもありますのでそういったところは また今後制度を作る上でですね 11月末にそういったところまでお示しができればいいのかなと思いますので、その際でも意見をいただければと思います。

それではですね 以上をもちまして、本日の令和7年度総合教育会議を終了いたします。本日はありがとうございました。